

「輝け！未来」デザイン使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県会津地方振興局（以下、「当地方振興局」という。）が、東日本大震災・原子力災害及び平成23年新潟・福島豪雨災害からの会津地域の復興支援を目的に作成したパネル「輝け！未来」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の基準等を定めるものである。

(定義)

第2 デザインとは、以下の画像をいう。



(使用の基準等)

第3 デザインの使用は、福島県（以下「本県」という。）の東日本大震災・原子力災害及び平成23年新潟・福島豪雨災害からの復興支援等を目的とする場合に、認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) デザインのみを使用して製品化し、営利目的で販売する場合
(例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップなど。ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途基準を定めるものとする。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福島県会津地方振興局長（以下「振興局長」という。）が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

- 第4 デザインを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書(第1号様式)を振興局長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。
- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書(第2号様式)を振興局長に提出しなくてはならない。
- 3 当該届出によるデザインの使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

(使用の条件)

- 第5 デザインの使用については、当地方振興局が提供するデザインのデータを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。
- なお、別に定める『輝け!未来』デザイン使用ガイドライン」を遵守すること。

(使用の改善・取消)

- 第6 当地方振興局が、デザインについて、上記第3の基準及び第5の条件を逸脱する使用を発見したときは、振興局長は使用者に改善を求めることができるものとする。使用者が改善の要求に応じない場合は、振興局長は使用の取消を指示することができるものとする。

(使用料)

- 第7 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

- 第8 デザインは、当地方振興局がデザイン使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

付則

- この使用基準は、令和4年8月29日から施行する。